

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 建設業法施行細則の一部改正
- ◇告示 肥料の登録
- 土地改良区の定款変更等認可
- 土地改良区から理事の氏名、住所の届出
- 土地改良事業の認可申請
- 土地改良事業計画の変更認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の開催

規則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十七日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第二十三号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和二十四年九月鳥取県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二條中「八部（正本一通、副本二通他の五通は写とする。）」を「三部（正本一通、副本二通）」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條法第十六條の規定により、建設業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を次のように設置する。

名	称	場	所
建設業者登録簿閲覧所		鳥取市東町	鳥取県土木部 管理課内

2 閲覧所は、土木部管理課長が管理する。

附則

この規則は、昭和二十八年四月三十日から施行する。

告示

鳥取県告示第六十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七條の規定により次の肥料を登録した。

昭和二十八年四月十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号 肥料の名称

含有する主成分の最小量(%)
窒素全量 五、五 二、〇 一、〇
りん酸全量 〇、五 〇、二 〇、一
加里全量 〇、五 〇、二 〇、一

生産業者
住 所 氏名又は名称

鳥取県 第二〇〇号

五、五菜種油粕粉末 五、五 二、〇 一、〇 米子市灘町三丁目 中国化成株式会社
一四九番地 中橋 久正

鳥取県告示百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項及び同法第四十八條第一項の規定により、大谷溜池土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十八年四月十一日認可した。

昭和二十八年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

由良町中駄道土地改良区

河本 辰三 東伯郡由良町大字大谷

福山 実治

森本 作市

鳥取県告示百六十六号

大山村豊房土地改良区

杉川 斉治
天野 広光
中原 清秋
村上 勉
池口 富美
松井 喜六
山根 章利
山根 義経
野口 誠弘
松尾 誠壽
松井 裕
小原 実
小原 壽美夫
宮長 庫久
小村 武秋
田中 徳光
小村 義秋

西伯郡大山村大字豊房

天万土地改良区

村上 鹿夫
中田 孝
野口 正
福間 茂信
岩佐 寛一
門脇 一
福山 小太郎
伊藤 要
宇田川 颯
内藤 満利
市川 茂義
竹内 鉄藏
新井 金市

西伯郡手間村大字天万

大字宮ノ前

鳥取県告示百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、北條川土地改良区から新たな土

